

共同企業体協定書の使い分け

1. 拡大共同企業体について

協定書 1（拡大共同企業体協定書（乙型））を使用してください。

2. 個別共同企業体について

実施形態に応じ、協定書 2（個別共同企業体協定書（甲型））又は協定書 3（個別共同企業体協定書（乙型））を使用してください。

なお、施工企業の共同企業体については、協定書 2（個別共同企業体協定書（甲型））に限ります。

- ①全構成員が各々あらかじめ定めた出資割合に応じて資金を拠出し、一体となって工事等を実施する場合は、協定書 2（個別共同企業体協定書（甲型））を使用してください。
- ②共同企業体が受注する業務を各構成員間であらかじめ分割し、分担して業務を実施する場合は、協定書 3（個別共同企業体協定書（乙型））を使用してください。